

新 規 請 願

文教警察企業常任委員会

<p>請願番号</p>	<p>請願第12号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>令和6年11月29日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求める請願</p> <p>(請願の趣旨) 宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求めます。</p> <p>(請願の理由) コロナ禍によって、様々な困難が学校現場に生まれました。その後、収束しつつあるとはいえ、引き続き継続している問題もあります。</p> <p>また、最近特に頻繁に見られるようになった、教員未配置の改善について、必要な手立てを講じる必要もあります。特に、若者が教職を敬遠する傾向になっている事は、日本社会の未来に係わる由々しき事態です。</p> <p>問題の、根本的な解決のために請願するものです。</p> <p>(請願項目)</p> <p>I 宮崎県教育委員会として、以下の事を行うこと。</p> <p>(1) 教職員の任用は、正規採用を基本とする。</p> <p>① 将来の不安なく、職務に専念できるようにする。</p> <p>② 不公平感なく、職員同士が協力・助け合えるようにする。</p> <p>③ 短時間勤務、変則勤務では、児童理解・共通理解が困難であるので、フルタイムを基本とする。</p> <p>(2) 学校間の教職員配置の恣意的な格差を作らない。</p> <p>① 産休・育休等の代替の見込み数を考慮して、欠員での教員配当は調整する。</p> <p>② 任意の配置となっている「加配定数」の配当は、公平を旨とする。</p> <p>II 以下の事について、国に対して意見書を提出すること。</p> <p>(1) 教職員定数を増やすこと。</p> <p>① 教師の負担を適正なものとするため、一教師の受け持つ授業時間数を、相当なものとし、義務標準法第7条第1項第1号の「乗ずる数」を改善し、基本となる教員定数を増やすこと。</p>		

- ② 「乗ずる数」から「各学校への配置数」として計算できるよう、法律を改正すること。
- ③ 不安定で不公平な「加配」による、教員の「受持ち授業時間」削減ではなく、公平・公正な教員配置を実現できる①、②の方法による、基礎的定数の増を図ること。
- ④ 産休や、育休の代替職員は、必ずしも臨時的任用によらず、正規任用者を充てることができるように法律を改正すること。

(2) 教職員給与費国庫負担制度をもとに戻すこと。

- ① 国庫負担率を、もとの2分の1に戻すこと。
- ② 非正規化を考え方として推進する国庫負担限度額政令の「総額裁量制」を、元の「定員制」に戻すこと。

学級編制基準を改善すること。

- ③ 「35人学級」を、すみやかに中学校にも実施すること。
- ④ 教師の負担を適正なものにするため、一教師の受け持つ児童生徒数（同時に授業を受ける）の上限を、30人以下とすること。
- ⑤ 特別支援学級においては、6人以下とし、複数学年での編成の場合は3人以下とすること。
- ⑥ 複式学級は、14人以下とすること。

(3) 小規模学校の良さを守ること。

- ① むやみな学校統廃合を進めないこと。
- ② 子どもが歩いて通える学校を基本として、学区を守ること。

(4) 教育内容・教育方法の強制を行わないこと。

- ① ICT教育は、子どもの心身の発達を保障し、健康を害さないことを考えて、学校での使用時間を1時間以下とすること。
- ② 非常勤対応を前提とするような、教育内容や、指導方法を採用しないこと。
- ③ 教育内容や、指導方法については、学校で実際に授業を行う教員、学ぶ子ども、見守る保護者・市民の意思や希望を尊重すること。
- ④ 授業時数は、子どもの発達段階に応じたものとする。

(5) 高圧的な管理政策をやめること。

- ① 学力・学習状況調査は廃止すること。
- ② 教員評価と、その賃金への反映を廃止すること。
- ③ 管理的な立場となる教員の数をやたらに増やさないこと。

	<p>&lt;おことわり&gt;この請願の趣旨は、教育条件の改善を求めるものであり、現在、学校で、臨時的任用や短時間勤務で奮闘しておられる先生方を否定するものではありません。任用制度の本来の在り方について、要望するものです。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>
紹介議員	永山 敏郎      前屋敷 恵美      渡辺 正剛